

第2章 測量に関する法規

測量に関する法規には、測量法や測量法施行令、測量法施行規則などが挙げられるが、測量士補試験では出題される条文に偏りがある。また、条文の中でも、特に出題されやすい文言があるため、出題傾向を踏まえた対策が重要である。

1 測量に関する法規

(1) 測量とは

測量とは、最終的に地図を作成する作業であり、その過程の測る技術をいう。地図を調製する（測量をして地図を作る）作業には、測量のための写真撮影も測量に含まれる。

さらに測量は基本測量と公共測量に分けることができ、基本測量とはすべての測量の基礎となる測量で、国土地理院が計画するものをいい、公共測量とは基本測量以外の測量で、国または地方公共団体が計画するものをいう。

測量法の目的は、測量の重複を除き、正確さを確保するとともに、測量業の適正な運営とその健全な発達を図ることで、各種測量の調整および測量制度の改善発達に資することにある。



HINT

測量は公共的な事業なので、税金の無駄遣いを防ぐため、測量の重複を除くことが目的に挙げられています。

測量法

（目的）

第1条 この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。